

調 査 票

番 号	5	所管府省名	総務省
-----	---	-------	-----

独立行政法人名 (HPアドレス)	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 (http://www.yuchokampo.go.jp/)	特定・非特定 の別	非特定
---------------------	--	--------------	-----

1 組織名及び職員数等

	組 織 名	職員数(役員を除く)	
		常 勤	非 常 勤
平成19年9月30日 日本郵政公社		253,814人	135,217人
	プロパー職員数	-	-
	所管官庁からの出向者数	0人	-
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	-
	その他(官民交流採用・任期付採用)	31人	-
発足時 (平成19年10月1日現在)	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	40人	1人
	旧組織からの移行者(プロパー職員)数	0人	0人
	所管官庁からの出向者数	9人	0人
	所管官庁以外の官庁からの出向者数	0人	0人
	移行後の採用者数	1人	1人
	その他(民間からの出向)	30人	0人

備考

平成19年9月30日の日本郵政公社の職員数について
 常勤職員数は、同日現在の計画人員。
 非常勤職員数は、郵政短時間職員を含む19年度上半期の計画数(8時間換算)。
 「所管官庁からの出向者数」から下の各欄は、同日現在の実数。
 プロパー職員数は、法人から、計画人員がなく、実数を把握する事は困難であるとの回答があったため「-」としている。

2 指定職又は役員数等

	役員数等	
	常 勤	非 常 勤
移行前(発足時の前日)	15人	4人
発足時(平成19年10月1日現在)	3人	1人
移行前において指定職・役員であった者の数	1人	1人

3 指定職・役員給与総額及び個人別給与年額

指 定 職 ・ 役 員 の 給 与 総 額	
支 給 年 度	報 酬 総 額
移行前の最終1年度間（18年度）	386,802千円
備考 当法人は、平成19年10月1日に発足している。	

指 定 職 ・ 役 員 個 人 別 の 給 与 年 額		
支 給 年 度	役 職 名	報 酬 年 額
移行前の最終1年度間（18年度）	総裁(1)	30,743千円
	副総裁(2)	53,899千円
	理事(18)	263,199千円
	監事(3)	38,961千円
備考 当法人は、平成19年10月1日に発足している。なお、個人別の報酬年額は、公社として公表していないため記載しない。		

(注) 役員は、非常勤を含む

4 役員氏名等

(平成19年10月1日現在)

氏名	公務員 経験	独法等 役員経験	役職名	就任年月日	就任時年齢
経歴					
兼職先			役職名	常勤・非常勤	有給・無給
平井 正夫			理事長	H19.10.1	59歳
昭和46年4月 郵政省入省 総務省大臣官房総括審議官、大臣官房長、総務審議官 平成18年7月21日退職 平成18年8月21日(財)日本データ通信協会理事長 平成19年9月30日退職					
-			-	-	-
渡辺 信一		-	理事	H19.10.1	49歳
昭和56年4月 郵政省入省 総務省沖縄総合通信事務所長、行政評価局評価監視官、国土交通省土地・水資源局課長 平成19年9月30日退職					
-			-	-	-
渡邊 恭介	-	-	監事	H19.10.1	63歳
首都圏リース(株) 監査役 平成19年6月30日退職					
(株)高岳製作所 監査役			監事	非	有
関根 義雄			監事(非常勤)	H19.10.1	59歳
昭和48年4月 行政管理庁採用 総務省中部管区行政評価局長、日本郵政公社監事、総務省 平成19年9月30日退職					
(財)マルチメディア振興センター			顧問	非	有
備考 報酬年額及び退職金の記録が、当法人にないため記載していない。 当法人が発足した時点(平成19年10月1日)での情報である。					

5 退職金支給総額等

支給年度	役職員の退職金支給総額 (うち役員への支給総額)	職員に対する退職金平均支給額		左の平均勤続年数	
		常勤	-	常勤	-
発足時(平成19年10月～20年3月)	0千円 (0千円)	非常勤	-	非常勤	-

退職年度	役員別の退職金支給額		
	役職名	退職金額	計 算 式
発足時(19年10月～20年3月)	-	-	-
	-	-	-

6 独立行政法人評価委員

引き続き調査中

13 独立行政法人から他の法人等への出向職員数等

	出向職員数	経過年数					出向先の区分	出向者の給与について補填している場合	
		1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～4年未満	4年以上		対象人数	補填総額
発足時(平成19年10月～20年3月)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

14 中期計画の数値目標等

計画期間	第1期 平成19年度～23年度	
中期計画に定められた数値目標一覧		
<p>・郵便貯金の預金者、簡易生命保険の契約者等の利便を図るため、迅速な処理が必要な手続きについて標準処理期間を設定し、その期間内に案件の9割以上を処理するよう委託先に求める。 なお、取扱及び標準処理期間は次のとおり。</p> <p><郵便貯金管理業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯金証書・保管証の再交付(住所氏名変更を伴う場合を含む。)(3日) ・定額郵便貯金及び定期郵便貯金に係る払戻証書の発行(住所氏名変更を伴う場合を含む。)(4日) ・残高証明書の発行 当該貯金の管理担当貯金事務センターの処理 <ul style="list-style-type: none"> 自貯金事務センター受入分(4日) 他貯金事務センター受入分(2日) 当該貯金の管理担当貯金事務センター以外の貯金事務センターの処理 <ul style="list-style-type: none"> 管理担当貯金事務センターへの関係資料の発送(4日) <p>注: 1 上記は、貯金事務センターにおける標準処理期間(非営業日を除く。)である。 2 非営業日の翌営業日に受け入れたものに係る標準処理期間は、上記の日数に1日を加えた日数とする。 3 貯金事務センターとは、郵便貯金の原簿の管理等を行う株式会社ゆうちょ銀行の組織をいう。 4 管理担当貯金事務センターとは、残高証明書の発行に係る郵便貯金の原簿の管理等を行う貯金事務センターをいう。</p> <p><簡易生命保険管理業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期保険金の支払い(14日) ・入院保険金の支払い(病院に対する調査等を要するものを除く。)(14日) ・生存保険金の支払い(14日) ・失効・解約還付金の支払い(14日) ・基本契約の死亡保険金の支払い(病院に対する調査等を要するものを除く。)(14日) <p>注: 1 入院保険金の支払いには、手術保険金の支払いが含まれている。 2 処理期間は、株式会社かんぽ生命保険又は郵便局株式会社に保険金等の支払請求を受け付けてからサービスセンター(保険金等の支払決定等を行う株式会社かんぽ生命保険の組織)において支払通知書を作成した日又は振替データを作成した日までの期間とする。(暦日とする。)</p> <p>・直近の財務諸表について、所管大臣の承認を受けた日から2ヶ月以内に公表する。 ・ホームページの充実を図るため、年1回以上ホームページ掲載内容を検証する。 ・郵便貯金について預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎月把握し、預金者に対してその状況を年1回以上周知する。 ・簡易生命保険について、支払義務が発生した保険金等の残存状況を毎月把握し、契約者等に対してその状況を年1回以上周知する。 ・一般管理費及び業務経費の合計(退職手当及び福利厚生費並びに業務に係る資金調達費用、残高照明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金及び訴訟に係る経費を除く。)について、平成19年度の当該年度経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額に対し、最終年度の当該経費の額の割合を96%以下とする。 ・人件費(退職手当及び福利厚生費を除く。)について、平成19年度の当該年度経費相当額を標準的な年間当たり経費に換算した額と比較し、4%以上の削減を行う。 ・23年度末に常勤職員数については、40人以内とする。</p>		
	達成状況	評価結果
発足時(平成19年10月～20年3月)		

15 中期計画期間における特筆すべき研究あるいは業務の成果

郵政民営化に伴い、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を開始するための体制を整備するとともに委託先に対して、19年度の監督方針の策定、実地監査のための態勢の整備をするなど、監督態勢の整備を図った。

本機構の10月の発足を踏まえ、11月に当機構の果たすべき責務、業務の内容につき新聞による広報を行った。また、12月には、預入期間経過の郵便貯金、受取未済の保険金等の有無の確認、早期受取を盛り込んだ新聞広報を行い、債務の履行促進を図ることとしている。

16 平成18年度における支出の概要

該当なし(当該法人は平成18年度に存在しない)

17 行政組織から独立行政法人への再就職

(平成19年10月1日現在)

独立行政法人での役職名	氏名	独立行政法人への再就職年月	国の行政組織での最終役職名
理事長	平井 正夫	平成19年10月	総務省総務審議官
監事(非常勤)	関根 義雄	平成19年10月	総務省大臣官房付
備考 当法人が発足した時点(平成19年10月1日)での情報である。 「出身組織」欄は、その者が最も長く所属していた組織を記載している。			

18 独立行政法人から他の法人への再就職

独立行政法人(前身の法人)での最終役職名	氏名	出身組織	他の法人への再就職年月	再就職先での役職名
-	-	-	-	-

「出身組織」欄は、その者が最も長く所属していた組織を記載しており、国の組織の場合は、「府省名」を、当該独立行政法人(前身の法人を含む)の場合は「独法」と、その他(民間企業、地方自治体等)の場合は「その他」と記載している。

19 出資法人一覧	該当なし(当該法人は平成18年度に存在しない)
20 平成18年度における売却資産等の概要	該当なし(当該法人は平成18年度に存在しない)